

漁業用燃油価格安定対策事業
事業参加契約団体 御中

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
<公印省略>

令和4年度第3四半期(令和4年10~12月)の補填判定結果について 【 漁業用燃油 】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年度第3四半期(令和4年10~12月)の平均原油価格につきましては、75,756.6円/klで価格差補填の基準価格(7中5平均原油価格×100%=40,673.3円/kl)と、急騰対策補填の発動要件①(平均原油価格×85%=34,572.3円/kl)及び②(前年同期の平均原油価格×120%=67,236.0円)を超過いたしました。急騰対策基準価格(56,030.0円/kl)がその当時の価格差補填基準価格(39,124.8円/kl)を上回っているため急騰対策は発動せず、価格差補填の補填単価:35,080円/klで補填発動となりましたことをご連絡いたします。

また、任意取崩し希望者につきましては、10,000円/klで積立金より取崩し補填金に加算いたします。

なお、購入実績数量の報告につきましては、1次支払の団体は2月中旬まで、2次支払の団体は2月末までにご報告ください。詳しくはスケジュールをご覧ください。

(購入実績数量の報告シートにつきましては、後日送信いたします)

令和4年度第3四半期(令和4年10~12月)の平均原油価格				
10月	11月	12月	合計	四半期平均
84,360.0	77,260.0	65,650.0	227,270.0	75,756.6 円/kl

◎	価格差補填	
	価格差補填の基準価格 (7中5平均原油価格)	40,673.3 円/kl

-	急騰対策補填		
①	○	7中5平均原油価格 (40,673.3 円/kl) × 85%	34,572.3 円/kl
② ^{※1}	-	直前四半期の平均原油価格 (84,233.3 円/kl) × 120%	101,080.0 円/kl
	△	前年同期の平均原油価格 (56,030.0 円/kl) × 120%	67,236.0 円/kl
③ ^{※2}	-	2年前同期の平均原油価格 (29,316.6 円/kl) × 140%	41,043.3 円/kl
		急騰対策基準価格 (発動なし)※3	- 円/kl

※1②について両条件を満たす場合においては、条件を満たす直近の平均原油価格を優先して採用します。補填単価の算出には平均価格の100%を用いて算出します。

※2②の条件をいずれも満たさないとき、③の条件を満たしていれば前年同期の平均原油価格を採用します。

※3採用した急騰対策基準価格はその当時の価格差補填基準価格以下である必要があります。

令和4年度第3四半期(令和4年10~12月)の補填単価 (10円未満切り捨て) [価格差補填採用]		補填金単価: 35,080 円/kl
補填単価算出式	(第3四半期の平均原油価格-価格差補填の基準価格) (10円未満切り捨て) (75,756.6円/kl-40,673.3円/kl) 任意取崩し希望者は+10,000円/kl	(任意取崩し希望者は) 合算単価: 45,080 円/kl

補填単価の負担割合						
削 減 目 標	通常		価格差補填(108.5%ライン)		特別対策(117%ライン)	
	45%	3,470		3,450		28,160
	国(1)	漁業者(1)	国(2)	漁業者(1)	国(3)	漁業者(1)
	1,735	1,735	2,300	1,150	21,120	7,040
23%	3,470		31,610			
	国(1)	漁業者(1)	国(2)	漁業者(1)	国(3)	漁業者(1)
	1,735	1,735	21,073	10,537		
現状以下	通常		価格差補填(108.5%ライン)		特別対策(117%ライン)	
	35,080					
	国(1)	漁業者(1)	国(2)	漁業者(1)	国(3)	漁業者(1)
	17,540	17,540				

以上